⑸　手続における交渉の有無　無。
⑹　契約書作成の要否　要。
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。
⑼　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。
⑽　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Saburou Sakoda, Director, National hospital Organization Toneyama
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work for National hospital Organization Toneyama
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. March 25, 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 30 A.M. May 1, 2013 (Tenders delivered by mail 5 : 00 P.M. April 30, 2013)
⑹　Contact point for the notice : Makoto Matsumuro, Planning Division business team leader, National hospital Organization Toneyama, 5―1―1 Toneyama Toyonaka-shi Osaka-fu 560―8552, Japan. TEL 06―6853―2001 ext. 2141

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。
平成25年3月7日
契約担当役
独立行政法人物質・材料研究機構
総務部門総務部参事役　真明　俊宏

◎調達機関番号　513　◎所在地番号　08

○第１号

1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　物質・材料研究機構構造材料総合研究棟等設計業務
⑶　業務内容　茨城県つくば市千現１－２－１に計画している構造材料総合研究棟新営工事等の建築及び建築設備の基本・実施設計及び積算業務、確認申請等に関する諸手続を行うものである。
⑷　履行期限　平成25年10月25日
⑸　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
2　参加資格　参加表明書の提出者は次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている２者以上の者により成される共同体であること。
⑴　独立行政法人物質・材料研究機構契約事務細則第４条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　文部科学省における平成25・26年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されているものであること。
競争参加資格の認定は主たる業務が「建築」であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。かつ、「設備」としての認定を受けていること。主たる業務が「建築」とは、希望業種が建築で認定を受けていること、又は、複数の希望業種の認定を受けている時は、年間平均実績高が建築でもっとも高い実績高を得ていることとする。
⑶　経営事項審査結果通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第１項による審査に基づき通知されたもの）の経営状況評価点（Ｙ）が500を越えていること。
⑷　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑸　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第20条の２及び３の規定に基づく建築物の設計について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による設計又は、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックを受ける体制であること。
⑹　次の何れかに該当する新営建築・設備実施設計の実績を有すること。（施設の建設工事の完成及び引渡が完了したものであって、基本設計及び実施設計に携わったものであること。）
①　同種業務として、平成14年度以降に元請として設計完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上４階建以上の研究施設に係る新営建築・設備（新営延べ面積6,000㎡以上）の実施設計の実績を有すること。
②　類似業務として、平成14年度以降に元請として設計完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上３階建以上の研究施設、庁舎又は交流施設に係る新営建築・設備（新営延べ面積3,000㎡以上）の実施設計の実績を有すること。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　管理技術者の能力　資格及び経験等、同種又は類似業務の実績・技術的評価、過去の受賞歴
⑵　主任担当技術者の能力　資格及び経験等、同種又は類似業務の実績・技術的評価、過去の受賞歴
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　管理技術者の能力　資格及び経験等、同種又は類似業務の実績
⑵　主任担当技術者の能力　資格及び経験等、同種又は類似業務の実績
⑶　担当技術者の能力　資格及び経験等、同種又は類似業務の実績
⑷　業務の実施方針及び手法等　業務内容の理解度・取組意欲、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性
⑸　課題についての提案　提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性
①　敷地及び建築計画についての提案
②　ユニバーサルデザインの推進についての提案
③　多層にわたり企業等との連携を促進させるフロア配置計画についての提案
④　建設コスト及びライフサイクルコストの低減についての提案
⑤　環境への配慮についての提案（ライフサイクルCO_2の低減手法を含む）
5　手続等
⑴　担当部局　〒305―0047 茨城県つくば市千現一丁目２番１　独立行政法人物質・材料研究機構　総務部門構造材料総合研究棟等建設室　村川　健作　電話029―859―2764　ＦＡＸ029―859―2197
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　平成25年３月７日（木）から平成25年５月２日（木）まで。交付場所は下記のとおりとする。
〒305―0047 茨城県つくば市千現一丁目２番１　独立行政法人物質・材料研究機構　総務部門総務部契約課　山口　修樹　電話029―859―2090　ＦＡＸ029―859―2079
⑶　参加表明書の受領期限、提出場所及び方法
①　受領期限　平成25年３月18日（月）17時00分まで。
②　提出場所　上記５⑴に同じ。
③　提出方法　持参又は郵送等（書留等の配達記録が残るものに限る。）によること。ただし、郵送等の場合は受領期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。
⑷　技術提案書の受領期限、提出場所及び方法
①　受領期限　平成25年５月７日（火）17時00分まで。
②　提出場所　上記５⑴に同じ。
③　提出方法　上記５⑶③に同じ。